

反論書

令和7年10月14日

審査請求人：市民オンブズマンまいづる

代表 森本 隆

宛先：舞鶴市長 殿

第1 反論の趣旨

令和7年9月1日付舞消消第80号による行政文書不存在決定処分について、令和7年10月8日付け弁明書に記載された内容は、行政文書管理の法的原則および「舞鶴市行政文書取扱規程」並びに内閣府「行政文書の管理に関するガイドライン」に違反しており、実質的に存在していた文書を削除・廃棄して「不存在」としたものである。

よって、本件不存在決定は違法・不当であり、関係文書の存在確認および削除・廃棄経緯について再調査を求める。

第2 弁明書の主張に対する反論

● 【1 行政文書該当性の誤認（条例・法の定義）】

弁明書は「聞き取り調査の上、関係資料を作成したが、警察提出のためコピーを作成せずデータも削除した」とする。しかし、これは行政文書の定義を誤解した主張である。

（舞鶴市行政文書取扱規程 第2条第1号）

「行政文書」とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。

消防職員が金庫紛失に関連して作成した「聞き取り記録」「提出資料」は、明らかに職務上作成された行政文書であり、警察提出を目的としていても市の公務文書として保存義務がある。

● 【2 削除・廃棄の手続違反（条例）】

文書の削除・廃棄には明確な手続きが定められている。

（舞鶴市行政文書取扱規程 第39条）

文書取扱主任は、保存文書のうち保存期間が満了したものを課長の承認を得て廃棄するものとする。保存期間前の削除は無断廃棄に該当する。

- 【3 不存在決定の不当性（実質は廃棄済文書）】

弁明書自身が「聞き取りを行い、資料を作成して警察に提出した」旨を認めており、当初から文書は存在していた。したがって、本件は「存在していたが削除された」ものである。これは不存在決定の要件を欠き、実質的には違法な廃棄による不開示である。

第3 国のガイドラインに照らした法的評価

- (1) 文書作成義務の観点 — ガイドライン第3章「作成」

行政機関は、意思決定過程及び事務処理過程の経緯を適切に記録しなければならない。「軽微な事案」を除き、職員の判断・対応に関する記録を残すことを原則とする。

- (2) 保存・廃棄の手続 — ガイドライン第7章

保存期間満了後に廃棄を行う場合は、承認・記録が必要である。保存期間を超えて保存する必要がある場合は、延長手続を経なければならない。

- (3) 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 — ガイドライン第10章

本件が仮に公表しないこととされている情報が記録された行政文書に該当したとしても本件は公文書として保護されるべき文章であり、本件削除はガイドライン第10章にも明確に反する。

第4 行政説明責任の観点

金庫紛失事件は、市民の信頼を損なう重大事案であり、地方公文書管理法第4条第2項は「行政運営の適正な記録を作成・保存する責務」を定めている。市の判断で資料を削除し「不存在」とすることは、市民に対する説明責任の放棄である。

第5 結論

1. 弁明書における「削除＝不存在」論は、条例・ガイドライン双方に反する。
2. 本件文書は行政文書として作成・保存義務があり、削除は無断廃棄に該当する。
3. よって、令和7年9月1日付不存在決定は違法・不当である。

審査庁においては、

- ① 当該文書の作成・削除経緯の再調査、
- ② 文書管理手続違反の有無の確認、
- ③ 不存在決定の取消又は再決定の指示、
を求める。

添付資料

1. 舞鶴市行政文書取扱規程
2. 行政文書の管理に関するガイドライン
3. 地方公文書管理法第 4 条（写し）

添付資料3 地方公文書管理法 抜粋

(行政機関の責務)

第4条 行政機関は、行政運営の適正な記録を作成し、これを保存する責務を負う。